親子会社に関する規律に関する論点の検討(1)

第1 親会社株主の保護に関する論点

1 多重代表訴訟

親会社株主が子会社取締役に対して株主代表訴訟(多重代表訴訟)を提起することを認める制度を創設することについて、どのように考えるか。

仮に、多重代表訴訟の制度を創設することとする場合、多重代表訴訟が認められる子会社の範囲について、以下の考え方があり得るが、どのように考えるか。

【A案】 完全子会社に限るものとする。

- 【B案】 企業集団において一定の重要性を有している子会社で、かつ、完 全子会社に限るものとする。
- (注) 仮に,多重代表訴訟の制度を創設することとする場合,例えば,以下の事項について,どのように考えるか。
 - ① 提起権が認められる親会社株主の範囲
 - ② 親会社に損害が生じていない場合の取扱い
 - ③ 提訴請求の在り方
 - ④ 被告の範囲

(補足説明)

1 本文の前段は、親会社株主が子会社取締役に対して多重代表訴訟を提起することを認める制度を創設することについて、どのように考えるかを問うものである。 当部会においては、多重代表訴訟の制度を創設することとすると、企業の組織 選択に影響を及ぼし、企業集団における効率的経営に支障を来すとの指摘がされている。

他方で、多重代表訴訟が認められていない現行法の下では、子会社取締役が親会社株主による株主代表訴訟の被告とならないため、株主代表訴訟を通じた子会社取締役の任務け怠の抑止が十分に働かない場合が生じ得るとの指摘や、そのために子会社の形態が利用され、企業の組織選択をかえってゆがめているおそれがあるとの指摘もある。

多重代表訴訟の制度を創設することの当否については、上記の指摘も踏まえ、 検討する必要がある。

2 本文の後段は、仮に、多重代表訴訟の制度を創設することとする場合、多重代

表訴訟が認められる子会社の範囲について, どのように考えるかを問うものである。

当部会における議論を踏まえると、A案とB案の二つの考え方があり得る。

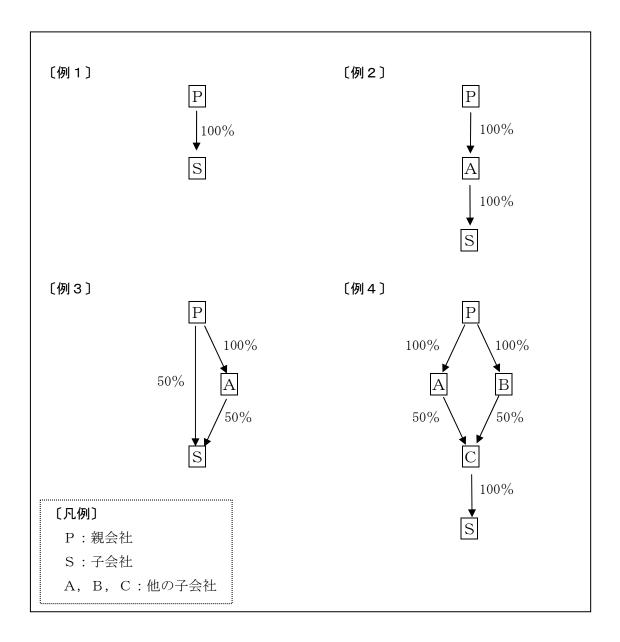
まず、子会社に少数株主が存在する場合には、当該少数株主に、子会社取締役に対する責任の追及を委ねることができるとして、完全親子会社関係がある場合に多重代表訴訟を認めるべきであるとの指摘がされている。A案は、このような指摘を踏まえ、多重代表訴訟が認められる子会社の範囲について、完全子会社に限るものとする考え方である。

他方で、子会社取締役であっても、実質的には親会社の事業部門の長である従業員にとどまる場合にまで親会社株主による責任の追及の対象とすることは、役員間の提訴け怠の可能性に着目した現行の株主代表訴訟の制度に整合しないので、親会社株主による責任の追及は、重要な子会社の取締役に限定すべきであるとの指摘がある。B案は、このような指摘を踏まえ、多重代表訴訟が認められる子会社の範囲について、企業集団において一定の重要性を有している子会社で、かつ、完全子会社に限るものとする考え方である。B案のように考える場合には、重要性の基準の在り方が問題となる。この点については、明確性にも配慮する必要があるが、例えば、いわゆる簡易事業譲渡や簡易組織再編の規律(会社法第467条第1項第2号括弧書、第784条第3項等)を参考にして、当該子会社の株式の帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超える子会社とすること等が考えられる。

なお、多重代表訴訟が認められる子会社の範囲に関する以上の議論のうち、完全子会社に限るか否かという点は、多重代表訴訟の原告となり得る親会社株主の範囲(原告適格)の問題(原告適格が認められる者を完全親会社の株主に限るか否か)として整理することができ、また、企業集団において一定の重要性を有している子会社に限るか否かという点は、多重代表訴訟の被告となり得る子会社取締役の範囲(被告適格)の問題として整理することができると考えられる。

3 (注)は、本文の後段の点のほか、仮に多重代表訴訟の制度を創設することとする場合の具体的な制度設計について、どのように考えるかを問うものである。

具体的な制度設計の検討に当たっては、親会社が多層構造により間接的に子会社を支配している場合の規律の在り方も考慮する必要がある。企業集団における支配の在り方は、多種多様であるが、以下においては、例として四つの形態を挙げている。多重代表訴訟の制度の具体的な制度設計については、このような具体的な支配の態様を念頭に置きつつ検討する必要がある。



(1) 提起権が認められる親会社株主の範囲

(注)の①は、多重代表訴訟の提起権が認められる親会社株主の範囲について、どのように考えるかを問うものである。

この点については、株式の保有期間の要件に関する検討が必要である。現行の株主代表訴訟の制度においては、会社法上の公開会社の場合には、原告適格として、株主が6か月前から引き続き株式を有すること(以下「株式継続保有要件」という。)が必要とされている。そこで、多重代表訴訟においても、株式継続保有要件を設けることが考えられる。まず、株式継続保有要件の趣旨が濫訴防止にあることを踏まえ、親会社が会社法上の公開会社である場合には、親会社株主が6か月前から引き続き親会社の株式を有することを要件とする

ことが考えられる。これに加えて、多重代表訴訟の制度には、親会社株主が、親会社が子会社の株主として有する株主代表訴訟の提起権を親会社に代わって行使するという側面があると考え得ることを強調して、親会社が6か月前から引き続き子会社株式の全部を有することを要件とすることも考えられる。この点については、株式継続保有要件の上記趣旨との関係で、親会社株主が原告となる多重代表訴訟の制度において、親会社による子会社株式の継続保有を要件とすることが合理的か、親会社が多層構造により間接的に子会社を支配している場合の規律の在り方も考慮しつつ、検討する必要がある。

また、親会社株主と子会社は、親会社を通じた間接的な関係を有するにとどまることから、どのような親会社株主であれば、適切に子会社を代表して多重代表訴訟を追行することを期待することができるかについて検討する必要がある。例えば、一定数(例えば、親会社の総株主の議決権の100分の1)以上の親会社株式を有する親会社株主にのみ多重代表訴訟の提起権を認めること等について、検討の余地がある。この点を検討するに当たっては、株主が有する株式数等についての要件はなく、一株でも有していれば株主代表訴訟を提起することができるものとされている現行の株主代表訴訟の制度との整合性について、考慮する必要がある。

(2) 親会社に損害が生じていない場合の取扱い

(注)の②は、親会社に損害が生じていない場合の取扱いについて、どのように考えるかを問うものである。

例えば、親会社が子会社から利益を得た場合や子会社間において利益が移転した場合等子会社に損害が生じた場合であっても親会社に損害が生じていないときには、当該子会社の損害につき、親会社株主が多重代表訴訟を提起することを認めるべきではないとの指摘がある。このようなときには、親会社株主は、子会社取締役に対する責任追及について利害関係を有しておらず、これに関与させることは適切ではないとも思われる。そこで、親会社に損害が生じていない場合には、多重代表訴訟を提起することを認めないこととすべきか、検討する必要がある。

(3) 提訴請求の在り方

(注)の③は、多重代表訴訟における提訴請求の在り方について、どのように考えるかを問うものである。

会社法第847条第1項から第3項までにおいては、株主は、会社に対し、 取締役の責任を追及する訴えについての提訴請求をすることができ、会社が提 訴請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、株主代表訴訟を提起す ることができるとされている。そこで、多重代表訴訟の制度においても、提訴 請求の制度を設けることが考えられる。 まず、提訴請求の趣旨が、権利主体である会社に対して訴訟を提起するか否かの判断の機会を与えることにあることを踏まえ、親会社株主は、多重代表訴訟の提起に先立ち、権利主体である子会社に対して提訴請求をするものとすることが考えられる。

また、子会社取締役に対する責任追及の在り方は、企業集団における子会社 管理の在り方に関わるものであることから、多重代表訴訟の提起に先立ち、子 会社に対する上記提訴請求がされたことを親会社に知らせるための仕組みを 設けることについても、検討の余地がある。

なお、これらに加え、親会社が多層構造により間接的に子会社を支配している場合に、中間に存在する別の子会社にまで提訴請求をするものとすることについては、その必要性は乏しいように思われる上、親会社株主がそのような子会社を知り得るとは限らないことも考慮すると、これを要件とすべきではないものと考えられる。

(4) 被告の範囲

(注)の④は、多重代表訴訟の被告の範囲について、どのように考えるかを 問うものである。

この点について、会社法第847条第1項を参考に、子会社取締役のほか、子会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人を多重代表訴訟の被告とすることが考えられる。多重代表訴訟の制度は、親会社の経営陣との人的関係による類型的・構造的な責任追及のけ怠可能性に着目するものであることを踏まえ、これらの子会社の役員等のうち多重代表訴訟の被告とすべき者の範囲について、検討する必要がある。

2 子会社に関する意思決定への親会社株主の関与等

親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に,親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることについて,どのように考えるか。

仮に、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に親会社株 主総会の承認を受けなければならないものとするときには、その対象とな る譲渡の範囲について、どのように考えるか。

(注) 子会社が組織再編を行う場合等の一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

1 本文の前段は、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることについて、どのように

考えるかを問うものである。

当部会においては、親会社が子会社株式を譲渡しようとする場合には、事業譲渡に(実質的に)当たるものとして、親会社株主総会の承認を受けなければならない旨の明文の規定を設けるべきであるとの指摘がされている。親会社による子会社株式の全部又は一部の譲渡は、子会社の規模等によっては、親会社株主に与える影響という点において、親会社が事業譲渡をすることと実質的に異ならない場合があるとも思われる。

もっとも、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に親会社株主 総会の承認を受けなければならないものとすると、その対象となる譲渡の範囲に よっては、迅速な意思決定という企業集団による経営のメリットを損なうおそれ があるとの指摘がされている。

そこで、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることの当否やその具体的制度設計を検討する際には、上記の指摘に配慮する必要がある。

2 本文の後段は、仮に、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に 親会社株主総会の承認を受けなければならないものとするときには、その対象と なる譲渡の範囲について、どのように考えるかを問うものである。この点につい ては、迅速な意思決定という企業集団による経営のメリットを損なうおそれがあ るとの上記指摘や法的安定性に配慮しつつ、検討する必要がある。

まず、親会社が、重要な子会社の株式を譲渡することにより、当該株式の保有を通じた当該子会社の事業に対する支配を失う場合には、事業譲渡と実質的に異ならないと考えて、重要な子会社の株式の全部又は一部を譲渡することにより当該子会社が子会社でなくなる場合に、親会社株主総会の特別決議による承認を受けなければならないものとすることが考えられる。

もっとも、重要な子会社の株式を譲渡する場合であっても、一部譲渡等のときには、当該譲渡により譲り渡す子会社株式の帳簿価額が小さいこともあり得る。 そのような譲渡についてまで親会社株主総会の承認が必要であるとすることは、 迅速な意思決定という企業集団による経営のメリットを害するおそれがある。

そこで、現行の事業譲渡の規律(会社法第467条第1項第2号括弧書)を踏まえ、譲り渡す子会社株式の帳簿価額にも着目して、親会社株主総会の承認の要否を決めるべきであると思われる。

以上を踏まえ、例えば、子会社株式の全部又は一部を譲渡することにより当該 子会社が子会社でなくなる場合であって、当該譲渡により譲り渡す子会社株式の 帳簿価額が親会社の総資産額の5分の1を超えるときに、親会社株主総会の特別 決議による承認を受けなければならないものとすることが考えられる。

このように考える場合には、譲渡の前後における子会社株式の保有形態(直接

保有か間接保有か等)や企業集団内における譲渡か否か等の譲渡の態様を整理した上で、対象とすべき子会社の範囲や譲渡の範囲について更に具体的に検討する必要がある。その際、事業譲渡に関する現行法の規律(企業集団内での事業譲渡であっても、株主総会の承認を受けなければならないものとされている。)との整合性や(注)の検討結果にも配慮する必要がある。

なお、会社法第467条第1項第2号括弧書は、事業の重要な一部の譲渡について、当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が株式会社の総資産額の5分の1を超えないものを除く旨の規律を設けている。この点について、当部会においては、機動的な企業の運営の観点から、当該要件を緩和すべきであるとの指摘もされている。同号の規律は、吸収分割等におけるいわゆる簡易組織再編(同法第784条第3項等)と同様のものであるところ、簡易組織再編の要件については、平成17年改正前の商法の下では20分の1以下とされていたもの(同法第374条/22第1項等)が会社法において5分の1以下に緩和されている。そこで、このような改正の経緯に鑑み、現時点において当該要件を更に緩和することが適切か、検討する必要がある。

以上に加え、親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に親会社株 主総会の承認を受けなければならないものとするときには、反対株主に株式買取 請求権を付与するものとすることが考えられる。

3 (注)は、子会社が組織再編を行う場合等の一定の意思決定をする場合に、親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることについて、どのように考えるかを問うものである。

親会社が重要な子会社の株式を譲渡しようとする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることが、親会社自身の意思決定についての親会社株主の関与の在り方の問題であるのに対し、子会社が組織再編を行う場合等の一定の意思決定をする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすることは、親会社とは異なる法人の意思決定についての親会社株主の関与の在り方の問題であるため、慎重に検討する必要がある。また、当部会においては、子会社が一定の意思決定をする場合に親会社株主総会の承認を受けなければならないものとすると、意思決定の迅速性を害し、経営の機動性を確保することができないとの指摘もされている。そこで、これらの点を踏まえ、検討する必要がある。

第2 子会社少数株主・債権者の保護に関する論点

1 子会社少数株主の保護

親会社と子会社との利益が相反する取引等によって子会社に損害が生じた場合に、親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けることについて、どのように考えるか。

- (注1) 仮に本文のような規定を設けることとする場合,以下の事項について,ど のように考えるか。
 - ① 適用対象となる利益相反の類型
 - ② 責任の要件
 - ③ 証明責任の在り方
 - ④ 責任を負う者の範囲
- (注2) 本文のような規定による子会社少数株主の保護の実効性を確保するための 仕組みについて、どのように考えるか。
- (注3) 新たな親会社(支配株主)が現れた場合に、少数株主に親会社(支配株主) に対する株式買取請求権を付与する制度を創設することについて、どのよう に考えるか。

(補足説明)

1 本文は、親会社と子会社との利益が相反する取引等によって子会社に損害が生じた場合に、親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けることについて、どのように考えるかを問うものである。

親子会社関係においては、親会社が、子会社株主総会における議決権を背景とした影響力により、子会社(ひいてはその少数株主)の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがあることが指摘されている。当部会においては、そのようなおそれから子会社少数株主を保護するため、一定の場合に親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けるべきであるとの指摘がされている。また、子会社少数株主の保護のための法的規律を充実させることは、子会社に対する合理的な投資インセンティブの確保という観点から意義を有するとの指摘もされている。

これに対して、子会社少数株主の保護は、現行法の下における規律によって十分に図られているとの指摘や、経営資源の活用方法等の親子会社関係の在り方は、企業によって多種多様であり、一律に論じることはできないとの指摘もされている。そこで、親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けることの当否や、その具体的な内容を検討する際には、これらの指摘も踏まえ、企業集団における効率的な経営を不当に妨げることにならないよう配慮する必要があると思われる。

2 (注1)は、仮に本文のような規定を設けることとする場合、その制度設計について、どのように考えるかを問うものである。

(1) 適用対象となる利益相反の類型

①は、本文のような規定の適用対象となる親子会社間の利益相反の類型について、どのように考えるかを問うものである。

当部会における議論を踏まえると、親子会社間の(直接又は間接の)利益相 反取引は、定型的に子会社に損害を与えるおそれがあるため、本文のような規 定の適用対象とすることが考えられる。

また、親子会社間の利益相反は、利益相反取引の場面に限らず、親子会社間における事業機会の配分等の場面でも問題となることから、そのような場面においても、親会社が子会社に対して損害賠償責任を負うことを明らかにするため、親会社が子会社取締役と同様の義務・責任を負うなどの一般条項を設けるべきであるとの指摘もされている。もっとも、親子会社間における事業機会の配分等の在り方は極めて多様であることから、そのような場面にまで適用され得るような一般条項を設けることについては、企業集団における効率的な経営を不当に妨げることにならないか、慎重な検討を要するとの指摘がされている。親会社は、あくまで株主として、その権利を自己の利益のために行使することが認められる点で、会社との利害対立状況において自己の利益を図るべきでない取締役とは異なるため、親会社が子会社取締役と同様の義務・責任を負うなどの一般条項を設けることは適切でないようにも思われる。

(2) 責任の要件

②は、本文のような規定に基づく親会社の責任が生ずるための要件について、 どのように考えるかを問うものである。

この点について検討する際には、まず、具体的にどのような場合に本文のような規定に基づく親会社の責任が生ずることとすべきかを整理しておく必要があると思われる。親子会社間の利益相反取引の場面で親会社の責任の有無を決するための基準(子会社における損害の有無や取引の公正さの判断基準)としては、例えば、(a)取引が行われなかったと仮定した場合と比較して子会社にとって不利益かどうかという基準のほか、(b)取引が独立当事者間であれば合意されたであろう条件によって行われたと仮定した場合と比較して子会社にとって不利益かどうかという基準(独立当事者間取引基準)等、多様なものが考えられる。これらのうち、少なくとも(a)の基準により子会社にとって不利益であるといえる場合(例えば、子会社が親会社に対して原価を下回る不当に低い金額で製品を販売することにより、子会社に損失が生ずる場合等)には、親会社の責任が生ずるものとすることが考えられる。さらに、当部会においては、上記(b)の基準によるべきであるとの指摘がされているが、他方で、これ

を形式的・厳格に適用することは,経済効率性を害するおそれもあるとの指摘 もされているため,この点にも配慮する必要があると思われる。

以上を踏まえ、親会社の責任が生ずるための具体的な要件については、例えば、「不公正な(利益相反)取引によって(子)会社に損害が生じた場合」とする旨規定することなどが考えられる。また、親子会社関係の在り方は企業によって多種多様であるとの上記指摘を踏まえると、企業集団における経営に過度の萎縮効果を与えることにならないよう、取引の不公正が著しい場合に限って親会社の責任が生ずるものとすることも考えられる。これらを含め、本文のような規定に基づく親会社の責任が生ずることとすべき場合を適切に捉えるための具体的な規定方法について、検討する必要がある。

(3) 証明責任の在り方

③は、②を踏まえ、親会社の責任の要件に関する証明責任の在り方について、 どのように考えるかを問うものである。子会社における損害の発生については、 親会社の責任を追及する者が証明責任を負うものとすることが考えられるが、 取引の公正さについても、親会社の責任を追及する者が証明責任を負うことと すべきかどうかが問題となる。

この点について、当部会においては、子会社における損害の発生が証明された場合、親会社は、取引が公正であったことを証明しない限り責任を負うものとすべきであるとの指摘がされている。これを踏まえ、親会社が不公正な取引により子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとする類型的・構造的なおそれや、取引の実行に至る経緯や親子会社関係の在り方等の取引の公正さの基礎となり得る事実についての親会社への証拠の偏在等を理由として、親会社が取引の公正さについての証明責任を負うものとすることが考えられる。この場合には、親会社に過度の負担を課すこととならないよう、少数株主の利益に配慮するための一定の手続が履践される場合に証明責任が転換される(すなわち、親会社の責任を追及する者が、取引が不公正であることの証明責任を負うものとする)仕組みを設けることも考えられる。当部会における議論を踏まえると、例えば、以下のような場合に証明責任が転換されるものとすることについて、検討の余地があると思われる。

- ア 三人以上の取締役で組織される委員会(親会社の関係者でない社外取締役 が委員の全員又は過半数を占めることとする。)が、事前又は事後に、当該 取引に賛成した場合
- イ 親会社及びその関係者以外の株主のみが議決権を有する株主総会の決議 により、事前又は事後に、当該取引が承認された場合

他方で、子会社における損害の有無と取引の公正さは、実際上、重複する場合が多いと考えられるため、証明責任の分配に関して両者を区別することの当

否や意義について、検討する必要がある。そのような観点から、取引の公正さについても、親会社の責任を追及する者が証明責任を負うものとした上で、事実上の推定等の柔軟な取扱いに委ねることも考えられる。平成17年改正前の商法の下での取締役と会社との利益相反取引について、取締役の責任を追及する者が会社の損害に関する一応の証拠を提出すれば、取締役が取引条件の公正さを証明する責任を負担するという考え方に立った裁判例(名古屋地裁昭和58年2月18日判決・判時1079号99頁等参照)があるとの指摘もされており、この点も踏まえて検討する必要がある。

(4) 責任を負う者の範囲

④は、本文のような規定に基づいて責任を負う者の範囲について、どのように考えるかを問うものである。

本文のような規定の根拠は、株主総会における議決権を背景とした会社に対する影響力に求められるため、定型的にそのような影響力を有し得ると考えられる者として、まず、親会社をその適用対象とすることが考えられる。

また、親会社に該当しない自然人であっても、その有する議決権の割合等に 鑑み、定型的に親会社と同等の影響力を有し得ると考えられる者については、 上記の根拠は同様に妥当すると思われる。そこで、そのような自然人も、本文 のような規定の適用対象に含めることについて、検討する必要がある。

- 3 (注2)は、本文のような規定による子会社少数株主の保護の実効性を確保するための仕組みについて、どのように考えるかを問うものである。具体的には、 以下の事項について、検討する必要がある。
 - (1) 子会社少数株主による株主代表訴訟の提起権等

親会社との利益相反取引によって子会社に損害が生ずるような場合には、本文のような規定に基づいて親会社の責任が生ずるとしても、子会社株主総会における議決権を背景とした親会社の影響力により、子会社が当該責任を追及しないおそれもあるとの指摘がされている。そこで、本文のような規定による子会社少数株主の保護の実効性を確保するため、例えば、会社法第847条第1項の「責任追及等の訴え」に、本文のような規定に基づく親会社の責任を追及する訴えを追加すること等により、子会社少数株主が子会社に代わって親会社の責任を追及することを認めることについて、検討する必要がある。

また、本文のような規定に基づく親会社の責任は、子会社の総株主の同意がなければ免除することができないものとすることが考えられる。

(2) 親子会社間の利益相反取引等に関する情報開示の充実

本文のような規定による子会社少数株主の保護の実効性を確保するためには、親子会社間の利益相反取引等に関する情報が子会社少数株主に提供される必要がある。

親会社等との重要な取引については、個別注記表における「関連当事者との 取引に関する注記」(会社計算規則第98条第1項第15号,第112条)や 附属明細書(同規則第117条)において、取引の内容、取引の種類別の取引 金額、取引条件及び取引条件の決定方針等を表示しなければならないものとさ れており、個別注記表及び附属明細書は、会計監査人や監査役による監査の対 象とされている(会社法第436条第1項,第2項第1号)。

加えて、当部会においては、親子会社間の利益相反取引につき、監査役の意見の開示を通じて情報開示の充実を図るべきであるとの指摘がされている。これを踏まえ、例えば、個別注記表等に表示された親会社等との取引に関する監査役の意見を監査報告の記載事項(会社法施行規則第129条、会社計算規則第122条、第127条等)とすること等について、検討の余地があると思われる。

4 (注3)は、新たな親会社(支配株主)が現れた場合に、少数株主に親会社(支配株主)に対する株式買取請求権を付与する制度を創設することについて、どのように考えるかを問うものである。

上記のような制度は、企業結合の形成時において、少数株主に適正な対価による退出の機会を与えることにより、少数株主の保護という観点から一定の意義を有すると思われる。他方で、これを創設する場合には、企業結合の形成に際して生じ得る費用が増大し、企業価値を高める企業結合の形成がされにくくなるおそれもあるとの指摘がされている。本文のような親会社の責任に関する規定を設けることなどにより、企業結合関係の継続中における少数株主の保護の充実が図られるとすれば、現時点において、更に上記のような制度を創設することが適切といえるか、検討する必要がある。

2 子会社債権者の保護

子会社債権者に対する親会社の責任の在り方について, 見直しを要する 事項はあるか。

(補足説明)

子会社債権者の保護の在り方に関しては、親会社が子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図っている場合に、親会社等が子会社債権者に対して責任を負う旨の規律を設けるべきであるとの指摘がされている。

会社法のほか、民法や倒産法制等においては、債権者の保護のための様々な規律が置かれている。また、親会社が子会社から不当に利益を収奪している場合には、いわゆる法人格否認の法理を適用する余地があると考えられ、同法理により親会社の子会社債権者に対する責任を認めた裁判例(仙台地裁昭和45年3月26日判

決・労民21巻2号330頁(仙台工作事件), 東京地裁平成13年7月25日判決・ 労判813号15頁(黒川建設事件)) もある。

このほか、上記1のとおり、親会社と子会社との利益が相反する取引等によって子会社に損害が生じた場合に親会社が子会社に対して損害賠償責任を負う旨の明文の規定を設けることとすれば、債権者代位権(民法第423条)の行使等により子会社債権者の保護を図ることも可能となる。また、仮に、子会社の総株主の同意により親会社の上記責任が免除されたとしても、子会社債権者としては、詐害行為取消権(同法第424条)を行使して免除の意思表示を取り消すことができると考えられる。

本文は、以上を踏まえ、子会社債権者に対する親会社の責任の在り方について、 見直しを要する事項はあるかを問うものである。